

令和 8 年度 幼保小中グローバル教育事業
伊豆の国市幼保小中学校外国語指導助手派遣業者選定プロポーザル実施要項

1. 目 的

外国語指導助手（以下「ALT」とする）を小学校外国語活動・外国語科、中学校英語科の指導に従事させることにより、伊豆の国市教育大綱にある、国際理解教育や英会話コミュニケーション能力の充実を図るとともに外国語教育の推進に資することを目的とする。また、幼児期から英語に親しむ機会を創出するため、幼稚園・保育園・こども園に派遣することにより、外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の向上や国際感覚を養成することを目的とする。市内幼稚園・保育園・こども園・全小中学校に計画的に派遣する ALT について、公募型プロポーザル方式による選考審査を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 事業名

令和 8 年度幼保小中グローバル教育事業

3. 業務名

伊豆の国市幼保小中学校外国語指導助手派遣

4. 配置計画

別紙「令和 8 年度伊豆の国市立幼保小中学校外国語指導計画（案）」のとおり

5. 上限額

令和 8 年度～令和 10 年度（3 年間） 116,968,500 円（税込）

6. スケジュール

概要	日程	備考
①参加申し込みの提出期限	令和 7 年 12 月 1 日（月）	様式第 1 号、様式第 2 号
②質問書の提出期限	令和 7 年 12 月 10 日（水）	様式第 3 号
③質問書への回答	令和 7 年 12 月 19 日（金）	
④企画提案書の提出期限	令和 8 年 1 月 13 日（火）	様式第 4 号、様式第 5 号他
⑤プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 22 日（木）	
⑥選定結果通知（予定）	令和 8 年 1 月下旬	
⑦契約締結（予定）	令和 8 年 2 月上旬	

7. 参加条件

- （1）業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- （2）過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行ったものであって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- （3）過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度までの間）において、元請として小中学校（私立含む）若しくは自治体での外国語指導助手派遣に関する事業又は類似する事業実績を有すること。

8. 参加申し込み

(1) 申し込み期間

本プロポーザルの実施を通知した日から令和7年12月1日(月)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

(3) 提出書類

①プロポーザル参加申込書(様式第1号)

②会社概要(任意様式)

③誓約書(様式第2号)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

郵送又は持参すること

9. 企画書提案資料の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの実施を通知した日から令和8年1月13日(火)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、12/29~1/3年末年始を除く)

(3) 提出書類

①企画提案書(様式4及び任意様式)

②類似業務の実績リスト(様式5)

③業務の実施体制調書(様式6)

④業務の見積書(任意様式)

(4) 提出部数

原本1部及び8部(複写可)

(5) 提出方法

郵送又は持参すること。

(6) 提出書類の作成要領及び注意点

①見積書は封筒に入れて押印し、封筒表面に参加者名を記入すること。

②企画提案書は、原則A4版・縦型・横書・左とじ・両面印刷で20枚程度とする。両面印刷可。

③企画提案書には、以下について記載すること。

ア 会社の概要

・企業コンセプト、業務内容等

・伊豆の国市担当のスタッフ体制(組織・人員・業務内容・役割分担等について)

イ 派遣契約の概要

・法令遵守の観点から業務委託との違いや派遣契約についての取組、運営方法等について

ウ A L T派遣契約の理解度・実績

・公立学校に勤務するA L Tに必要な資質・能力に対する考え方について

・直近3年間の幼稚園・保育園・こども園・小中学校への配置実績

エ A L T の採用体制

- ・組織体制、採用基準、採用方法
- ・本市への配置人数や採用に当たっての重視項目

オ A L T の管理体制

- ・A L T の服務状況の把握方法について
- ・A L T の労務・雇用管理（安定性）について
- ・A L T との連絡・相談体制について
- ・A L T の勤務評価について
- ・A L T の欠勤・遅刻等の対応方法について
- ・教育委員会学校教育課及び幼児教育課との連絡体制について（コーディネーター等の配置）
- ・学校からの要望や苦情等の把握方法と対応について
- ・A L T が安心して勤務できるよう、生活面、健康面、精神面のサポート体制について
- ・A L T のトラブルや緊急時・災害時等の対応について

カ A L T の育成、研修

- ・A L T 採用後及び市町への配置後の研修期間、研修内容、新学習指導要領対応等について
- ・幼稚園保育園の英語教育から、小学校の外国語活動に向けた接続について

キ 教育支援（A L T の効果的な活用）

- ・学習指導要領を踏まえ、A L T が関わる英語授業・外国語科・外国語活動・英語あそびを充実させるための考え方や具体的な進め方について
- ・園・学校の要望に応じた多様な指導内容（園、小１～２年、特別支援学級等）についてアイデアの提案について
- ・授業以外（課外活動・長期休業等を含めて）でのA L T の効果的な活用について

10. 提出先及び問い合わせ先

〒410-2292

伊豆の国市長岡 3 4 6 - 1

伊豆の国市教育委員会 学校教育課 担当：村田

電話番号：055-948-1444

F A X：055-948-2904

Eメール：gakkou@city.izunokuni.shizuoka.jp

11. 質問等の受付

本プロポーザルの内容について質問等がある場合は、質問書（様式第3号）を以下の期限までに提出すること。提出はEメールで送信し、送信後は担当者に電話連絡すること。

質問内容、回答については、参加申込事業者全てに送付する。

①提出期限：令和7年12月10日（水）

②回答期限：令和7年12月19日（金）

③提出方法：Eメールにて送信し、市担当者に電話連絡すること

④回答方法：Eメールにて送信し、参加申込事業者に電話連絡する。

12. 審査および選考等

(1) 審査及び選考の方法

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

日程：令和8年1月22日（木）（予定）

事前準備：約10分程度、説明約15分程度、質疑応答：約5分程度

※日時・場所等の詳細は参加申込事業者に通知する。

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーションは提出済みの提案内容により行うものとする。追加資料等は認めない。

②審査委員は8名参加する。

③プレゼンテーションに参加できる人数は4人までとする。

④プロジェクタ及びスクリーンは事務局で準備するが、パソコン及びケーブル等は事業者が準備すること。

(3) 審査・選定方法及び選定結果

①審査方法は、「14. 提案評価基準」に基づく評価点により行う。評定は、市職員、教職員等で構成する選定委員会が評価する。

②提案評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した参加者を受託候補者とする。ただし、評価点の60%以上をもって合格点とする。

③最も高い評価点の参加者が複数いた場合は、選定委員会の審議により候補者を選定する。

④選定結果については、すべての参加者（辞退者は除く）に対して個別に文書で通知する。

⑤審査の経緯及び内容に関しての問合せ及び、審査結果に対する異議申し立ては受付けない。

(4) 候補者選定後の流れ

当市と受託候補者は、発注業務の仕様書及び企画提案書について協議し、その内容を決定する。その後、当市は、業務委託使用の内容を確定し、発注の準備が整った時点で、当該業務の随意契約を締結する。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点の候補者との協議を行う。

(5) 失効および無効

以下のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。なお、内容によっては指名停止措置を行うことがある。

①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

②提案額が上限金額を超えている場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

13. その他

(1) プレゼンテーション審査により選定事業者となり、又は伊豆の国市との契約を締結した後であっても、参加条件の(1)～(3)が事実と相違することが判明した場合、参加資格を満たしておらず、その結果を取り消されても異議を申し立てないこと。

なお、この場合において、当団体に損害が生じて、市に対して一切の賠償を求めないこと。

14. 提案評価基準

(1) 評価方法

以下の評価区分、配点により評価する。

No.	評価項目	配点割合	備考
1	企業評価	10 点	10 点 × 8 人
2	ALT の管理体制	40 点	40 点 × 8 人
3	ALT の資質能力	50 点	50 点 × 8 人

(2) 評価基準

評価項目		判断基準	評価点	
1	企業評価	・コンセプト、外国語教育に対する理念や方針が明確であるか。 ・法令遵守しているか。リスク管理など緊急時の体制は十分であるか。	10	
2	ALT の管理体制	・業務に必要な学歴や外国語指導経験があるものを採用する体制や方法及び採用基準等が整っているか。 ・日本語能力やコミュニケーション能力を有する者を採用する体制や方法及び採用基準が整っているか。	40	20
		・ALT の勤務状況の把握方法、勤務評価、その後の指導体制と内容が十分か。 ・雇用の安定性は確保されているか。 ・コーディネータ等が配置され、教育委員会、園、学校とALT との連絡調整や要望苦情に、適切に対応できる体制となっているか。 ・ALT が安心して勤務できるよう生活面、健康面、精神面のサポート体制が整っているか。 ・事故、トラブル、緊急時の体制は十分であるか。		20
3	ALT の資質能力	・学校配置前、業務期間中の研修が十分に行われるか。 ・業務期間中のALT の指導力に対する定期的なフォローアップが行われるか。	50	10
		・学習指導要領を踏まえ、外国語活動や英語教育の授業におけるALT の効果的な活用について提案されているか。 ・園、学校の要望に応じた多様な指導内容（園、小1～2年、特別支援学級等）についてアイデアを提案できるか。 ・授業以外のALT 活用を含め、独自の提案事項があるか。		40